

令和2年第2回定例会 （令和2年8月25日）

# 桶川北本水道企業団 議会会議録

桶川北本水道企業団議会



# 令和2年第2回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (8月25日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
企業長の一般報告	4
企業長提出議案の上程、説明	6
監査委員の決算審査報告	21
一般質問	24
第8号議案に対する質疑、討論、採決	24
第9号議案に対する質疑、討論、採決	26
第10号議案に対する質疑、討論、採決	27
第11号議案に対する質疑、討論、採決	27
第12号議案に対する質疑、討論、採決	29
第13号議案に対する質疑、討論、採決	29
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	30
閉会の宣告	30



桶川北本水道企業団告示第27号

令和2年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月18日

桶川北本水道企業団

企業長 小野 克典

1. 日 時 令和2年8月25日(火) 午前9時00分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

# 令和2年第2回桶川北本水道企業団議会定例会日程

## 議事日程

令和2年8月25日

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 企業長の一般報告
4. 企業長提出議案の上程、説明
5. 監査委員の決算審査報告
6. 一般質問
7. 議案の質疑、討論、採決
  - (1) 第8号議案  
専決処分の承認を求めることについて（令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）
  - (2) 第9号議案  
桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について
  - (3) 第10号議案  
桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について
  - (4) 第11号議案  
令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
  - (5) 第12号議案  
埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
  - (6) 第13号議案  
監査委員の選任につき同意を求めることについて
8. 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

## 令和2年第2回桶川北本水道企業団議会定例会

令和2年8月25日（火曜日）

### ○出席議員（10名）

1番	今	関	公	美	君	2番	高	橋	伸	治	君	
3番	星	野	充	生	君	4番	岡	安	政	彦	君	
5番	中	村	洋	子	君	6番	工	藤	日	出	夫	君
7番	加	藤	勝	明	君	8番	糸	井	政	樹	君	
9番	江	森	誠	一	君	10番	佐	藤		洋	君	

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のための出席者

企業長	小	野	克	典	君	副企業長	三	宮	幸	雄	君
監査委員	岡	田		忠	君	事務局長	小	高	清	隆	君
参事兼 事務局 次長兼 浄水課長	小	島		稔	君	事務局 次長兼 施設課長	河	野	宏	之	君
副参事兼 給水課長	青	鹿	秀	明	君	総務課長	堀		和	行	君
業務課長	小	菅		勉	君						

---

### ○職務のため出席した者の職氏名

書記 久保 武 書記 中村 正夫

午前 9時15分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（加藤勝明君） 定足数に達しておりますので、令和2年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

△議事日程の報告

○議長（加藤勝明君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

企業長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計経営健全化の審査について報告がありました。報告書の写しを配付してありますので、御覧いただきたいと思ひます。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（加藤勝明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

2番 高橋伸治 議員

3番 星野充生 議員

の兩名を指名いたします。

---

△会期の決定

○議長（加藤勝明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

△企業長の一般報告

○議長（加藤勝明君） 日程第3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（小野克典君） 本日ここに令和2年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には残暑厳しい中ご参会を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして、一般報告を申し上げます。

初めに、当企業団における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と経済支援対策について申し上げます。

当企業団では、職員への感染防止対策として、出勤前の検温やマスクの着用、営業等で来庁する方への入室制限、接客するカウンターテーブル等へのビニールシート設置を行っております。また、例年実施しておりました6月の水道週間における施設見学会や8月の親子水道教室については感染リスクを考え、中止としました。

経済支援対策としましては、新型コロナウイルス感染症が市民や事業者の皆様にも経済的に大きな影響をもたらしている状況を踏まえ、官公署や学校を除く全世帯の7月、8月検針分の水道基本料金を全額減免としました。

次に、業務量について申し上げます。

令和2年7月末の給水人口は、14万1,477人で、前年同期と比べて268人減少となっております。一方、給水世帯は、7月末現在6万2,571世帯で、前年同期と比べて700世帯増加となりました。

配水量は、4月から7月までの4カ月間で516万3,121立方メートルとなっており、前年度と比較しますと3万2,109立方メートル、0.6%の増加となりました。また、料金収入であります有収水量は483万4,387立方メートル、前年度と比較して8万4,458立方メートル、1.8%の増加となりました。この結果、有収率は93.6%となり、前年度比で1.0ポイント上昇となりました。

次に、連絡送水管更新工事について申し上げます。

安定給水の堅持として、中丸・川田谷浄水場間の水運用の要となる連絡送水管の更新工事を進めてまいりましたが、今年の1月に二ツ家2丁目地内積水団地から中丸浄水場までの第2工区が完了しました。これにより圏央道から中丸浄水場までの区間は全て耐震管へ更新となりました。

次に、ダイレクト型制限付一般競争入札について申し上げます。

本年度も設計価格1,000万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在までに12件の工事請負契約を締結しました。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の今年度の事業の内訳は、桶川市内3件、北本市内7件、桶川市内から北本市内にかけて1件の合計11件で、更新距離2,060.4メートルを予定しております。既に全ての工事請負契約を締結し、年度内の完成に向けて着手しております。

以上をもちまして、企業団の主要な事項につきましての一般報告とさせていただきます。

---

#### △企業長提出議案の上程、説明

○議長（加藤勝明君） 次に、日程第4、企業長提出議案を一括上程いたします。

第8号議案から第13号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。  
企業長。

○企業長（小野克典君） 本日もご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、順次その概要をご説明申し上げます。

初めに、第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）申し上げます。

第2条は、収益的収入において、給水収益が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正するものでございます。

令和2年6月30日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、第9号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、第10号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、第11号議案 令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金について剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、決算について監査委員の審査意見書をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

次に、第12号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について申し上げます。

同組合を組織する一部事務組合であります「鴻巣行田北本環境資源組合」の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

次に、第13号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、現監査委員、岡田忠氏の任期が9月1日に満了となりますので、新たに監査委員に尾上健彦氏を選任いたしたく、企業団規約第12条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補足して説明をいたさせますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

初めに、第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）申し上げます。

本案は、令和2年6月18日開催の議会運営委員会にてご協議いただきまして、議会を開くいとまがないことから、専決処分とすることをご了承いただいたものでございます。

それでは、補正予算書を御覧いただきたいと思えます。

初めに、1ページでございますが、第2条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中に記載の補填財源に変更がございましたので、改めるものでございます。

消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,284万4,000円を8,282万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金7億5,463万5,000円を7億5,465万3,000円に改めるものでございます。

2ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

予算科目で款、項、目となっております。

1、水道事業収益、1、営業収益の1、給水収益でございますが、7月、8月検針分の水道料金の基本料金を全額減免することにより、水道料金収入が減収となりますので、当初見込みよりも9,295万円減額の25億5,215万2,000円とし、水道事業収益の合計を29億8,154万4,000円とするものでございます。

なお、官公署及び学校は減免の対象から除外となっております。

次に、3ページからの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、4ページの資金期末残高を18億8,954万2,000円と予定したところでございます。

次に、第9号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条番号の繰下げがございましたので、引用部分の整理を行うものでございます。

第1条は、桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例第5条中、第243条の2第8項を第243条の2の2第8項に改めるものでございます。

第2条は、桶川北本水道企業団監査委員条例第4条中、第243条の2第3項を第243条の2の2第3項に改めるものでございます。

次に、第10号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、法律の名称の変更及び引用部分の整理を行うものでございます。

別表の備考にございます行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に、第4条第1項を第7条第1項に改めるものでございます。

次に、第11号議案 令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

こちらにつきましては、お手元に決算書及び参考資料を配付させていただいておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

初めに、決算書のほうから申し上げます。

決算書につきましては、地方公営企業法の様式に従いまして作成いたしております。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして、剰余金の処分を行

うため議会のご議決をいただくものでございます。

処分額等につきましては、決算書中の剰余金処分計算書（案）にてご説明申し上げます。

決算の認定につきましては、10ページの貸借対照表までとなりまして、そのほかの書類につきましては附属書類となっております。

まず、決算書の2ページ、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

令和元年度桶川北本水道企業団水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益、当初予算額が32億544万円、補正予算額といたしまして1,537万1,000円の減額補正をお願いいたしました。その内訳でございますが、受託工事収益で1,051万円の減額、分担金で107万1,000円の減額、その他営業収益で379万円の減額となっております。予算額合計といたしまして、31億9,006万9,000円に対します決算額でございますが、31億4,122万7,445円、予算額に比べ決算額の上限でございますが、4,884万1,555円、予算を下回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億2,232万8,020円でございます。

この内訳でございますが、第1項営業収益でございますが、予算額合計28億6,133万円に対します決算額が27億9,915万6,949円、増減でございますが、6,217万3,051円予算を下回りました。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億2,221万8,442円でございます。

次に、第2項営業外収益でございますが、予算額合計2億3,073万9,000円に対します決算額が2億4,407万496円、増減でございますが、1,333万1,496円予算を上回りました。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、10万9,578円でございます。

次に、第3項特別利益でございますが、予算額合計9,800万円に対します決算額が9,800万円、こちらは増減はございませんでした。

次に、支出に移りまして、第1款水道事業費でございますが、当初予算額が28億2,710万2,000円、補正予算額といたしまして5,358万円の減額補正をお願いいたしました。この内訳でございますが、営業費用の原水及び浄水費で2,750万円の減額、配水及び給水費で700万円の減額、受託工事費で978万2,000円の減額、業務費で140万円の減額、総係費で1,000万円の

減額、資産減耗費で210万2,000円の増額となっております。

予算額合計といたしまして27億7,352万2,000円に対します決算額が26億7,810万8,507円となりまして、不用額が9,541万3,493円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税ですが、1億2,468万8,097円でございます。

こちらの内訳でございますが、第1項営業費用でございますが、予算額合計が27億3,750万5,000円に対します決算額が26億5,767万7,405円、不用額が7,982万7,595円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税ですが、1億2,464万1,697円でございます。

次に、第2項営業外費用でございますが、予算額合計3,101万7,000円に対します決算額が2,043万1,102円、不用額が1,058万5,898円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税ですが、4万6,400円でございます。

次に、第3項予備費でございますが、予算額合計500万円、決算額はございませんでしたので、不用額500万円という内容でございます。

次に、4ページ、5ページでございますが、こちらは(2)資本的収入及び支出でございます。

収入のほうから申し上げます。

第1款資本的収入、当初予算額が1億9,112万2,000円、補正予算額が1億2,576万4,000円の減額補正をお願いいたしました。この内訳でございますが、関係市負担金で174万8,000円の減額、工事負担金で1億2,355万8,000円の減額、分担金で45万8,000円の減額となっております。

地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額、継続費逓次繰越額に係る財源充当額はございませんでしたので、予算額合計6,535万8,000円に対します決算額が6,707万1,471円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、171万3,471円予算を下回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、250万9,159円でございます。

こちらの内訳でございますが、第1項関係市負担金でございますが、予算額合計1,485万8,000円に対します決算額が1,519万1,715円、増減でございますが、33万3,715円予算を上回ったところでございます。

次に、第2項補助金でございますが、予算額合計336万円に対します決算額が336万円で、増減はございませんでした。

次に、第3項工事負担金でございますが、予算額合計1,469万6,000円に対しまして、決算額が1,762万8,396円、増減ですが、293万2,396円予算を上回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、1万2,799円でございます。

次に、第4項分担金でございますが、予算額合計3,244万4,000円に対します決算額が3,089万1,360円、増減でございますが、155万2,640円予算を下回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、249万6,360円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款資本的支出、当初予算額が14億4,924万8,000円、補正予算額が2億2,266万1,000円の減額補正をお願いいたしました。

この内訳でございますが、落札率による不用額の発生や公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴う布設替え工事が当初より減少したこと等により減額となっております。

地方公営企業法第26条の規定による前年度からの繰越額2億1,394万8,000円を加えました予算額合計が14億4,053万5,000円でございます。対します決算額が13億7,917万9,715円、翌年度への繰越額はございませんで、不用額が6,135万5,285円となっております。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、9,776万3,716円でございます。

この内訳でございますが、第1項建設改良費でございますが、予算額合計12億1,936万1,000円に対します決算額が11億5,800万5,919円、不用額といたしまして6,135万5,081円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、9,776万3,716円でございます。

次に、第2項企業債償還金でございますが、予算額合計が2億2,117万4,000円に対します決算額が2億2,117万3,796円ということで、不用額204円でございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額13億1,210万8,244円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,481万4,620円、減債積立金2億2,117万3,796円、建設改良積立金3億6,800万円及び過年度分損益勘定留保資金6億2,811万9,828円で補填したところでございます。

次に、6ページにまいりまして、水道事業損益計算書でございます。こちらは平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間における営業成績を表しております。

1、営業収益でございますが、(1)給水収益から(5)その他営業収益までの合計が25億7,693万8,507円、2、営業費用でございますが、(1)原水及び浄水費から(8)資産減耗費までの合計が25億3,303万5,708円でございます。次に、3、営業外収益で、(1)受取利息及び配当金から(4)雑収益までの合計が2億4,396万970円、4、営業外費用で(1)支払利息及び企業債取扱諸費、(2)雑支出までの合計が1,916万2,798円で、こちらの差引が2億2,479万8,172円となりまして、経常利益で2億6,870万971円となっております。次に、5、特別利益で、(1)その他特別利益が9,800万円、こちらを加えました当年度純利益が3億6,670万971円となりまして、こちらに前年度繰越利益剰余金5万5,157円とその他未処分利益剰余金変動額5億8,917万3,796円を加えました当年度未処分利益剰余金が9億5,592万9,924円となったところでございます。

次に、7ページにまいりまして、水道事業剰余金計算書でございます。こちらは1会計期間の資本の動きでございます。

初めに、資本金でございますが、前年度末残高135億9,809万6,827円、前年度処分額といたしまして6億9,684万532円を資本金へ組み入れいたしましたので、当年度変動額はございませんでしたので、当年度末残高が142億9,493万7,359円でございます。

次に、剰余金の資本剰余金でございますが、資本剰余金合計で前年度末残高が7,341万2,046円、こちらは当年度変動額はございませんでしたので、当年度末残高は7,341万2,046円でございます。

次に、下にまいりまして、利益剰余金の減債積立金でございますが、前年度末残高5億8,886万2,291円、こちらは、前年度変動額はございませんでしたので、処分後残高は同額でございます。当年度変動額2億2,117万3,796円を企業債の償還に取崩しを行いまして、当年度末残高が3億6,768万8,495円となったところでございます。

次に、建設改良積立金でございますが、前年度末残高ゼロ円、前年度処分額といたしまして3億6,800万円を積み立てし、処分後残高が3億6,800万円でございます。こちらに、当年度変動額として3億6,800万円を建設改良工事に全額取崩しを行いまして、当年度末残高がゼロ円となったところでございます。

次に、未処分利益剰余金でございますが、前年度末残高10億6,489万5,689円、前年度処分額として10億6,484万532円のうち3億6,800万円を建設改良積立金に積み立てし、6億9,684

万532円を資本金へ組入れをいたしまして、処分後残高が5万5,157円でございます。こちらに当年度変動額9億5,587万4,787円のうち減債積立金の企業債償還に伴う振替として2億2,117万3,796円と建設改良積立金の建設改良工事に伴う振替として3億6,800万円と当年度純利益3億6,670万971円を加えました当年度末残高が9億5,592万9,924円でございます。この結果、利益剰余金の当年度末残高が13億2,361万8,419円となったところでございます。

資本合計といたしまして、前年度末残高が153億2,526万6,853円、当年度変動額3億6,670万971円増加しまして、当年度末残高が156億9,196万7,824円となったところでございます。

次に、8ページにまいりまして、水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

こちらは、決算の認定と併せまして議会の議決をいただきまして処分を行うものとなっております。

初めに、資本金でございますが、当年度末残高142億9,493万7,359円、議会の議決による処分額としまして5億8,917万3,796円を利益剰余金から資本金へ組入れをいたしまして、処分後残高が148億8,411万1,155円となるところでございます。

次に、未処分利益剰余金でございますが、当年度末残高が9億5,592万9,924円、議会の議決による処分額といたしまして建設改良積立金の積立てが3億6,600万円、資本金への組入れが5億8,917万3,796円でございます。処分後残高が75万6,128円となるところでございます。

次に、9ページにまいりまして、水道事業貸借対照表でございます。こちらは令和2年3月31日現在の財政状況をお示ししているものでございます。

まず、資産の部でございますが、1、固定資産、（1）有形固定資産、こちらはイ、土地、ロ、建物、ハ、構築物、ニ、機械及び装置、ホ、車両運搬具、ヘ、工具器具及び備品、ト、建設仮勘定とございまして、有形固定資産合計が198億5,424万9,022円でございます。（2）無形固定資産でございますが、イ、電話加入権で、こちらは無形固定資産合計が34万9,268円。（3）投資、こちらは令和元年度はございませんでした。これらの固定資産合計でございますが、198億5,459万8,290円となったところでございます。

次に、2、流動資産でございますが、（1）現金預金23億6,876万4,661円、（2）未収金、こちらは貸倒引当金を除きまして2億8,607万8,135円、（3）貯蔵品335万7,310円、（4）有価証券と（5）前払金はございませんでした。（6）保管預り保証金260万円となりまして、流動資産合計が26億6,080万106円でございます。

固定資産の合計と流動資産の合計、資産合計といたしまして225億1,539万8,396円となっ

たところでございます。

次に、10ページでございますが、負債の部でございます。

3、固定負債、（1）企業債、イ、建設改良等の財源に充てるための企業債といたしまして4億3,705万5,565円、（2）引当金、イ、修繕引当金、ロ、退職給付引当金でございます。合計で2億8,216万円となりまして、固定負債合計といたしまして7億1,921万5,565円となったところでございます。

次に、4、流動負債、（1）企業債、イ、建設改良等の財源に充てるための企業債といたしまして1億7,637万7,467円、（2）未払金4億3,040万9,641円、（3）下水道使用料1億1,226万9,839円、（4）預り保証金260万円、（5）引当金、イ、賞与引当金として2,774万1,000円、（6）その他流動負債434万4,755円となりまして、流動負債合計で7億5,374万2,702円でございます。

次に、5、繰延収益でございますが、（1）長期前受金が100億1,422万1,558円、こちらから、（2）収益化累計額46億6,374万9,253円を引きまして、繰延収益合計で53億5,047万2,305円でございます。

負債の合計といたしまして68億2,343万572円でございます。

次に、資本の部に移りまして、6、資本金142億9,493万7,359円、7、剰余金、（1）資本剰余金、イ、受贈財産評価額、ロ、分担金とございまして、資本剰余金合計で7,341万2,046円でございます。（2）利益剰余金、イ、減債積立金、ロ、建設改良積立金、ハ、当年度未処分利益剰余金とございまして、利益剰余金合計で13億2,361万8,419円、剰余金合計といたしまして13億9,703万465円となり、資本合計で156億9,196万7,824円でございます。

この結果、負債資本合計といたしまして225億1,539万8,396円となりまして、これは前ページの資産の合計と一致しているところでございます。

次に、11ページからは決算の附属書類となっております。

こちら以降は主なところの説明とさせていただきます。

初めに、水道事業報告書でございます。

1、概況、（1）総括事項といたしまして、ア、給水の状況でございます。本年度における給水人口は14万1,509人で、前年度に比べ347人（0.2%）減少し、給水世帯は6万2,212世帯で、前年度に比べ577世帯、0.9%増加となりました。配水量は1,540万8,828立方メートルで、前年度に比べ28万7,518立方メートル、1.8%減少し、一日最大配水量は4万6,768立方メートルとなりました。また、有収水量は前年度と比べ18万9,374立方メートル、1.3%減少

の1,429万1,403立方メートルとなりましたが、有収率は前年度に比べ0.4ポイント上昇の92.7%となりました。

次に、イ、建設改良の状況でございますが、建設工事は口径75ミリから150ミリの配水管を388.5メートル布設しました。改良工事は石綿セメント管更新工事として口径75ミリから350ミリの配水管を4,259.7メートル（このうち重要給水施設配水管として口径75ミリから150ミ리를199.7メートル）、口径150ミリから200ミリの導水管を730.2メートル、口径350ミリから450ミリの送水管を705.3メートル更新しました。当年度配水管布設工事は合計で5,405メートル実施し、延長累計は42万5,187.7メートルとなりました。

次に、ウ、収益的収支の状況につきましては、後ほど18ページ、19ページでご説明申し上げますので、省略させていただきます。

次に、エ、資本的収支の状況でございますが、こちらは先ほど4ページ、5ページの資本的収入及び支出で申し上げた内容となっておりますので、こちらも省略させていただきます。

次に、17ページにまいりまして、3、業務、（1）業務量、こちらは11ページの給水の状況と重複いたしますので、主なところで申し上げてまいります。総人口が令和元年度14万1,516人、前年度と比較いたしまして340人、0.2%の減少となっております。普及率は99.6%で変わらずでございます。給水件数でございますが、6万2,958件で、409件、0.7%の増加となっております。

次に、配水状況でございますが、配水量の内訳といたしまして、自己水でございますが、237万1,814立方メートル、比較が34万6,968立方メートル、12.8%の減少でございます。県水受水でございますが、1,303万7,014立方メートルで、比較が5万9,450立方メートル、0.5%の増加でございます。この結果、県水受水割合は84.6%となりまして、1.9ポイント上昇しております。

一日最大配水量及び一日最小配水量はともに減少しまして、一日平均配水量も4万2,101立方メートルで、903立方メートル、2.1%減少となっております。

一番下段に記載してございます供給単価ですが、168円93銭、前年度よりも40銭下がりましたが、給水原価は160円74銭ということで、前年度よりも5円37銭上がっております。

次に、18ページにまいりまして、（2）事業収入に関する事項といたしまして、前年度との比較でございます。比較の部分で申し上げます。

営業収益でございますが、4,775万5,784円、1.8%の減収でございます。内訳でございますが、給水収益は3,770万3,210円、1.5%の減収となっております。有収水量が18万9,374立

方メートル減少したことが要因でございます。

次に、受託工事収益でございますが、162万8,500円、8.1%の減収となっております。こちらは給水工事収益で公共下水道工事に伴う給水管布設替え工事の発生により96万1,500円増収となりましたが、手数料で給水装置工事の設計及び工事検査手数料が259万円の減収となっております。

次に、分担金でございますが、1,400万7,000円、17.5%の減収となっております。令和元年度は申請が前年度よりも100件減少し、減収となっております。

次に、公共下水道負担金でございますが、520万6,934円、7.4%増収となっております。こちらは負担金対象調定件数が増加し、負担金単価も前年度より15円上昇し、増収となっております。

次に、その他営業収益でございますが、37万5,992円、21.7%の増収でございます。こちらは主に給水装置工事事業者手数料は減収となりましたが、消火栓修繕工事と切り回し工事の増加により増収となっております。

次に、営業外収益でございますが、413万1,257円、1.7%の増収でございます。

内訳といたしまして、受取利息及び配当金でございますが、27万9,500円、93.2%の減収でございます。こちらはマイナス金利で国債等の新規運用ができず、減収となっております。

次に、他会計補助金でございますが、10万8,000円、6.8%の減収でございます。こちらは前年度に支出した児童手当に対します両市からの負担金でございます。令和元年度は支給対象児童が減少したことにより減収となっております。

次に、長期前受金戻入でございますが、535万8,802円、2.4%の増収でございます。こちらは償却資産の取得額のうち補助金や工事負担金等の割合分を資産の減価償却に併せて収益化したものでございます。本年度は除却分、減価償却分ともに増加し、戻入額が増加となっております。

次に、雑収益でございますが、84万45円、8.3%の減収でございますが、こちらは主に貸付料及び石綿セメント管負担金の減少によるものでございます。

次に、特別利益でございますが、9,780万1,491円、4万9,268%の増収でございます。内訳でございますが、過年度損益修正益でございますが、19万8,509円、皆減でございます。

次に、その他特別利益でございますが、9,800万円、皆増でございます。こちらは退職給付引当金3億3,016万円のうち9,800万円を取り崩し、特別利益に戻入したものでございます。

合計といたしまして、5,417万6,964円、1.9%の増収でございます。

次に、(3) 事業費に関する事項でございますが、こちらも比較の部分で申し上げてまいります。

営業費用でございますが、6,181万394円、2.5%の増加となっております。

内訳でございますが、原水及び浄水費で1,518万6,198円、1.5%の増加となっております。こちらは主に修繕費で、浄配水場設備の修繕費用と委託料が増加となったものでございます。

次に、配水及び給水費556万3,070円、1.6%の減少でございます。こちらは主に職員数の減少による給与費と委託料が減少したことによるものでございます。

次に、受託工事費197万7,400円、9.9%の増加となっております。こちらは主に給水工事による路面復旧費と工事請負費で公共下水道工事の増加によるものでございます。

次に、業務費でございますが、1,657万4,449円、12.4%の増加でございます。こちらは主に委託料で、水道料金管理システムの更新に伴う費用と職員数の増加による給与費の増加によるものでございます。

次に、議会費でございますが、8万140円、1.6%の増加となっております。

次に、総係費でございますが、777万8,902円、5.2%の減少でございます。こちらは主に職員数の減少による給与費と退職手当負担金と委託料の減少によるものでございます。

次に、減価償却費でございますが、575万4,184円、0.7%の増加でございます。こちらは主に配水管等の構築物が増加となっております。

次に、資産減耗費でございますが、3,557万9,995円、507.7%の増加でございます。主に配水管や水道料金管理システムや監視制御装置関係の除却費の増加によるものでございます。

次に、営業外費用でございますが、714万8,192円、27.2%の減少でございます。こちらの内訳といたしまして、支払利息及び企業債取扱諸費736万468円、29.5%減少しております。こちらは企業債の償還が進み、支払利息が減少したことによるものでございます。

次に、雑支出でございますが、21万2,294円、15.4%の増加でございます。主に過年度分の還付金が増加したことによるものでございます。

次に、特別損失の過年度損益修正損でございますが、7万4,050円、皆減でございます。

合計といたしまして5,458万8,152円、2.2%の増加でございます。

次に、22ページにまいりまして、キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらは平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間における現金及び預金の増加及び減少をそれぞれ業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表したものでございます。

23ページの一番下にございます資金期首残高は、平成30年度の貸借対照表の現金及び預金

の額と一致したものとなっております。また、資金期末残高は、令和元年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。今期のキャッシュ・フロー計算書上の資金の動きは2億7,667万43円の減少となっております。

次に、28ページにまいりまして、先ほど貸借対照表等でご説明申し上げました固定資産の明細でございます。

(1)有形固定資産明細書、年度当初の現在高、当年度増加額、当年度減少額、当年度末現在高、それに減価償却累計額の状況、それに伴います年度末償却未済高198億5,424万9,022円ということで、貸借対照表上の数字と一致してございます。(2)が無形固定資産の明細でございます。

下の段に移りまして、企業債明細書でございますが、令和元年度は財務省財政融資資金で2件、地方公共団体金融機構で2件の借入れが償還終了となっております。新規借入れはございませんでした。償還の状況が31ページにわたって記載してございます。

31ページで合計の欄でございますが、企業債の未償還残高の合計が6億1,343万3,032円となったところでございます。

以上で決算書の説明は終わりとさせていただきます。

続きまして、決算参考資料の説明とさせていただきます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

2ページの1、令和元年度決算の概要といたしまして、(1)供給単価及び給水原価でございますが、有収水量1立方メートル当たりの販売単価でございます供給単価が製造する原価である給水原価を8円19銭上回っている状況でございます。

次に、(2)総収益対総費用の収益比率でございますが、当年度は0.3ポイント下降いたしまして、114.4%という状況でございます。

次に、(3)有収率でございますが、前年度比0.4ポイント上昇の92.7%という結果となりました。

次に、2、業務の状況でございますが、上段は桶川市、北本市、区域外ごとの給水人口をお示ししてございます。下段の1人1日当たりの使用水量は276リットルとなりまして、前年度比で4リットル減少となっております。

次に、6ページにまいりまして、(2)費用構成表でございます。こちらは水道事業費用の税抜き決算額を予算の節別の項目にて集計したものでございます。前年度と比較して増加した項目が、委託料、修繕費、路面復旧費、受水費、資産減耗費で、減少した項目は主に給

与費、動力費、退職手当負担金、支払利息及び企業債取扱諸費でございます。なお、この表中の減価償却費は給水原価を算出するため、長期前受金戻入額を控除後の金額となっております。

小計に受託工事費と不用品売却原価、長期前受金戻入額、特別損失を加えました合計といたしまして5,458万9,000円の支出増となっております。

次に、12ページにまいりまして、(3)比較資本的収入支出でございます。こちらは予算の目の項目で、前年度の決算額と対比させたものとなっております。こちらにつきましては、税抜きと比較額についてご説明をさせていただきます。

資本的収入でございますが、関係市負担金が前年度に比べ309万7,605円、25.6%の増収でございます。こちらは消火栓設置費の負担金でございますが、設置件数の増加により増収となっております。

次に、補助金でございますが、762万円、69.4%の減収でございます。こちらは生活基盤施設耐震化等補助金でございまして、災害時の避難所等までの管路の耐震化工事に対します補助金でございます。対象工事件数の減少により減収となっております。

次に、工事負担金でございますが、1,329万1,049円、307.3%の増収でございます。こちらは公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴う配水管布設工事の増加により増収となっております。

次に、分担金でございますが、600万3,000円、17.5%の減収でございます。こちらは前年度よりも申請の件数が100件減少しましたので減収となっております。合計といたしまして276万5,654円、4.5%の増収となっております。

次に、下の資本的支出でございます。

建設改良費でございますが、2億8,149万6,387円、36.1%増加しております。内訳といたしまして、石綿セメント管更新事業費でございますが、5,616万4,502円、12.1%の増加でございます。こちらは舗装本復旧工事が6件減少しましたが、布設工事が8件増加しましたので、支出が増加となっております。

次に、配水設備費でございますが、3,702万3,150円、101.4%の増加でございます。こちらは区画整理事業への負担金及び舗装本復旧工事は発生しませんでした。布設工事が2件増加しましたので、支出が増加となっております。

次に、配水支管整備費でございますが、1,996万3,000円、26%の増加でございます。こちらは舗装本復旧工事が1件、布設工事が1件増加しましたので、支出が増加となっております。

す。

次に、工事請負費でございますが、1,125万5,000円、288.6%の増加でございます。こちらは公共下水道工事が1件、土地区画整理事業に伴う配水管布設工事が2件増加しましたので、支出は増加となっております。

次に、原浄水設備改良費でございますが、105万円、2.1%の減少でございます。こちらは浄配水場設備の改良工事の減少により支出が減少となっております。

次に、配水設備改良費でございますが、9,537万9,000円、87.3%の増加でございます。こちらは主に二ツ家2・中丸6丁目地内導送配水管布設工事により支出が増加となっております。

次に、建物建築費でございますが、300万円、皆減でございます。

次に、事務費でございますが、31万4,315円、1%の減少でございます。こちらは主に委託料は増加しましたが、給与費等で減少し、支出は減少となっております。

次に、営業設備費でございますが、6,607万6,050円、1,628.2%の増加でございます。こちらは中央制御監視システム機器更新、上水道管路管理システム機器等更新、上下水道料金・給水管理システム更新などにより支出が増加となっております。

次に、企業債償還金でございますが、2,966万6,736円、11.8%の減少でございます。こちらは企業債の新規の借入れはなく、償還が進み、支出が減少となっております。

合計といたしまして2億5,182万9,651円、24.5%の増加となっております。

その下の補填財源でございますが、先ほど決算書のほうで申し上げた不足額を補填した内容を記載してございます。

次に、14ページにまいりまして、5、繰入金の状況でございます。

繰入金の総額は1,770万706円で、前年度に比べ317万4,000円、21.8%増加しました。これは全額桶川市及び北本市からの繰出基準に基づいた繰入金で、児童手当負担金、消火栓補修の維持管理費及び新規の消火栓設置費となっております。

6、供給単価及び給水原価の状況は、先ほど申し上げたとおりの内容でございます。給水原価の比較を見ますと、主に受水費、修繕費、委託料、資産減耗費等が増加したことにより、給水原価が5円37銭上昇となっております。

次に、18ページにまいりまして、こちらは比較貸借対照表でございます。資産及び負債、資本の項目別に前年度と対比させたものとなっております。

18ページの下から2行目の流動資産の合計が前年度よりも3億1,598万3,136円減少してお

りまして、対します19ページの4、流動負債の合計は207万4,723円の減少でございます。内部留保されております資金のほうも2億円以上減少となっております。

両ページの一番下の資産の合計及び負債資本の合計は前年度よりも6,011万6,656円、0.3%の減少となっております。

以上で、参考資料の説明を終わりとさせていただきます。

最後に、お手元にA4サイズの1枚の表がございますが、こちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

こちらは、資本的収入支出の推移、補填財源推移の表でございます。こちらの表は、平成27年度から令和元年度までの表でございます。一番右が令和元年度でございます。

令和元年度を申し上げてまいります。

(1) 資本的収入の合計が6,707万2,000円、(2) 資本的支出の合計が13億7,918万円でございますので、(3) 収支不足額が13億1,210万8,000円となっております。

次に、下の補填財源推移の表でございますが、令和元年度の(1) 期首補填財源が20億6,197万9,000円でございます。(2) 当年度発生額が10億5,140万3,000円で、(3) 当年度使用額、こちらは上段の(3)の収支不足額と同額となりますが、13億1,210万8,000円となりましたので、(4) 補填財源の翌年度繰越額となりますが、こちらのほうが18億127万4,000円と、前年度と比較して2億6,070万5,000円の減少となっているところでございます。

以上をもちまして、第11号議案の補足説明を終わりとさせていただきます。

次に、第12号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について申し上げます。

本案は、「鴻巣行田北本環境資源組合」が共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の減少により名称を令和2年4月1日から「彩北広域清掃組合」に変更したため、埼玉県市町村総合事務組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

次に、第13号議案につきましては、企業長が提案理由の説明で申し上げたとおりでございますので、省略とさせていただきます。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（加藤勝明君） 総務課長、ご苦労さまでした。

---

△監査委員の決算審査報告

○議長（加藤勝明君） 続きまして、日程第5、監査委員に決算審査報告を求めます。

岡田監査委員。

○監査委員（岡田 忠君） 皆さん、おはようございます。監査委員の岡田です。

決算審査報告を申し上げます。

お手元の意見書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算審査意見書

#### 第1、審査の概要

1、審査の対象 令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算

2、審査日 令和2年7月10日

3、審査の着眼点 決算審査に当たっては、企業長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、必要と認める審査手続を実施した。

さらに、水道事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

4、審査の実施内容 審査に当たっては、関係法令等に基づき、適正かつ適切に執行されているか、また、関係職員から説明を聴取して、関係書類等の調査を実施した。

#### 第2、審査の結果

##### 1、決算諸表について

審査に付された決算諸表は、関係法令に準拠して作成されており、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

##### 2、経営状況について

(1) 経営成績及び5ページにございます(2) 財政状態、そして6ページからの(3) 建設改良工事については説明を省略させていただきまして、誠に恐縮ですが、7ページの第3、総論に移らせていただきます。

#### 第3、総論

##### 1、収益的収支について

総収入は前年度と比較して5,417万6,964円増収となった。これは主に特別利益が増加したことが要因である。

総支出は前年度に比較して5,458万8,152円増加となった。これは主に原水及び浄水費、業務費、資産減耗費が増加したことが要因である。

この結果、総収入29億1,889万9,477円に対し、総費用は25億5,219万8,506円となり、純利益は前年度と比較して41万1,188円減益の3億6,670万971円となった。

## 2、資本的収支について

総収入は前年度と比較して248万3,467円増収となった。これは関係市負担金、工事負担金が増収となったことによるものである。

総支出は前年度と比較して2億9,017万3,111円増加となった。これは主に石綿セメント管更新事業費、配水設備費、配水設備改良費、営業設備費が増加したことが要因である。

この結果、総収入6,707万1,471円に対し、総支出は13億7,917万9,715円となり、差引13億1,210万8,244円の不足額が生じたが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金により補填されている。

## 3、まとめ

(1) 令和元年度は、人口及び有収水量が減少した。今後も人口の減少や水需要の減少が予測されるため、給水収益の増収は期待できない状況にある。給水人口と有収水量の動向を注視して事業運営をしていただきたい。

(2) 有収率（年間配水量のうち、料金収入として還元される水量の割合）は92.7%で、前年度と比較して0.4ポイント上昇した。水道事業にとって有収率の維持向上は重要課題であるため、今後とも、漏水を早期に発見し、修繕を実施し、さらに老朽化した管路の更新を進めていただきたい。

(3) 大規模災害に備えて、計画的に水道施設の更新を進めていただきたい。

なお、石綿セメント管更新事業については、内部留保資金の状況も勘案しながら、なるべく早い時期に更新が終わるように計画的に実施していただきたい。

(4) 自己水施設は、渇水及び災害時に安定して水を供給するための重要な施設である。計画的に自己水施設を更新して、自己水源の確保に努めていただきたい。

(5) 企業団の経営状況は、現在のところ良好ではあるが、ここ数年、内部留保資金の減少が続いている。老朽化した管路や設備等の更新には今後、多額の財源が必要となることから、長期的な見通しに立って、水道施設を計画的に更新し、水道事業ビジョンに掲げる3つの基本目標である「安全供給ができる水道」、「非常時にも強靱な水道」、「効率的な事業運営と持続できる水道」の実現を目指して事業運営を行うことを要望します。

以上です。

○議長（加藤勝明君） ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時45分といたします。

(午前10時29分)

---

○議長（加藤勝明君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

(午前10時45分)

---

△一般質問

○議長（加藤勝明君） 日程第6、一般質問を行います。

なお、一般質問につきましては、議会運営委員会での決定どおり、文書配付により行うこととし、既に通告書及び回答書を手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

[一般質問通告書及び回答書は巻末参照]

---

△第8号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） では、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の第8号議案に関しましては、説明の中にもありましたとおり、水道基本料金を減免という形のものであり、7月、8月の1回の検針分ではありますが、市民の方も喜ばれているということで、これに関しては何ら異を唱えるものではございません。ただ、1件ちょっと気になったところで、これを行うに当たっての財源が各市からのいわゆる補助といたしますか、そういったところでやるものではあるわけで、桶川市では7月末に臨時議会を行いました、これにかかわる補正予算が決まったわけですが、今回のこの補正予算書の中にはそういったところが反映されていなかったものですので、それについての理由などを伺えればと思います。

以上になります。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の1回目の質疑は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）は新型コロナウイルスへの経済支援対策として、7月及び8月検針分の水道基本料金を減免することにより、給水収益が減収となる額を減額補正したもので、7月検針分から実施するため、専決処分とさせていただきました。

この減収分につきましては、桶川市及び北本市と協議を行い、当企業団への財政措置をお願いしております。桶川市におきましては、7月31日開催の臨時議会にて一般会計から当企業団の水道事業会計への繰出しの補正予算が可決されております。北本市におきましては、9月定例会で同様の補正予算が提出される予定となっております。

当企業団といたしましては、両市の補正予算が可決後、令和3年2月定例会にて両市からの繰入金収入の補正予算を提出する予定でございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） ありがとうございます。流れとして理解いたしました。

今回、新型コロナウイルスの問題で減免したということですが、先ほどもちょっと言いましたが、1回の検針とは言え、いいことをやっていただいたというふうに認識しておりますが、逆に言えば1回の検針だけですかというような気持ちもあるわけです。新型コロナウイルスの感染の拡大、落ち着いたかと思えばまた再び盛り上がってきたというような流れの中で、まだまだ収束する気配が見えてこないというような状況で、市民生活においても不安が残る時期が続くのではないかと感じております。そういった中で、また再びこういった減免措置はあり得るのかどうか、そういうことを少し伺っていきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 星野議員の2回目の質問に対してご答弁申し上げます。

当企業団では現在老朽化した管路や設備の更新を計画的に進めておりますが、給水収益が減少傾向にあるため厳しい財政状況となっております。

決算の補足説明のときにご説明申し上げましたA4サイズ、1枚の資本的収入支出推移、

補填財源推移の表がございますが、この表の一番下が補填財源の残高でございます。補填財源の残高がこの4年間で8億円減少し、令和元年度末で18億円となっております。この補填財源には事業運営に必要な資金も含まれておりますので、当企業団の財政状況は厳しい状況となっております。

また、来年度以降、江川調整池築造工事に伴い、川田谷浄水場からの送水管及び配水管の大規模な移設工事が予定されており、大きな財政負担となることが想定されております。このため当企業団の内部留保資金等を取崩しによる実施は難しい状況だと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、星野充生議員の質疑を終了いたします。

質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

△第9号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第9号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第9号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第9号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第10号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第10号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第10号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第10号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第11号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第11号議案 令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） 決算、1年間の運営の中身を拝見させていただきました。水道事業会計決算書参考資料から2点質疑をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4ページの受託工事費、執行率87.9%の理由ということで、ご説明もありましたけれども、当初予定していた箇所数の工事未発生という、場所と、今後の予定、収入の部、受託工事収益、工事未発生、この場所と状況の説明を関連がありますので、質疑したいと思います。よろしく

す。

それから、8ページの石綿セメント管更新事業費の流用減額、マイナス2,289万2,000円は何を意味するのかということです。先ほど説明がありましたけれども、追加して説明をするところがありましたら、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○事務局次長兼施設課長（河野宏之君） 決算書参考資料4ページ、受託工事費、執行率87.9%の理由につきましてお答えいたします。

両市の下水道課より、下水道工事に伴い、給水管の支障物件の依頼報告を受けると、路線ごとに概算工事費を算出して予算計上しています。結果的に支障となる路線がなかったことが主な要因でございました。桶川市内におきましては上日出谷地区で1路線、北本市内では下石戸1丁目及び緑4丁目地内の2路線でございました。下水道工事が無事竣工となりましたので、今後は給水管切り回し等の工事は発生しません。

また、受託工事収益は収入の面から見た予算項目になります。従いまして、工事が未発生でしたので、両市下水道からの入金がなかったことになります。

工事場所につきましては先ほどご説明した路線でございます。

また、8ページの石綿セメント管更新事業費の流用減額についてお答えいたします。

配水設備改良費につきましては、舗装の本復旧面積が増えたことにより予算不足となり、石綿セメント管更新事業費より780万円を流用いたしました。事業費につきましては、導送配水管布設工事後の地盤変動影響調査費用を予算計上しなかったこと、また、想定外の路線の設計業務委託が生じたことにより予算不足となり、同じく石綿セメント管更新事業費より1,509万2,000円を流用した次第でございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） 1回目の回答で結構でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第11号議案 令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

---

△第12号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第12号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第12号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第13号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第13号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認めます。

これより第13号議案を採決いたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第13号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

---

△特定事件の閉会中の継続審査の申出について

○議長（加藤勝明君） 日程第8、特定事件の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申出につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

△閉会の宣告

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和2年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時02分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 加 藤 勝 明

署 名 議 員 高 橋 伸 治

署 名 議 員 星 野 充 生



## 参 考 资 料



## 議 案 の 審 査 結 果

### 企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
8	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度桶川北本水道企業団会計補正予算（第1号）について）	8月25日	原案承認
9	桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について	8月25日	原案可決
10	桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について	8月25日	原案可決
11	令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	8月25日	原案可決 及び認定
12	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	8月25日	原案可決
13	監査委員の選任につき同意を求めることについて	8月25日	原案同意



# 一 般 質 問



通告順

1

# 一般質問通告書

令和2年7月27日

会議規則第61条第2項の規定により、一般質問の通告をいたします。

桶川北本水道企業団

議会議長 加藤 勝明 様

5番 議員 中村 洋子

質問事項	質問要旨
1 庁舎前の南門は完成したのか、また、今後の利用状況	
2 コロナ感染症の予防対策の影響と今後の業務のあり方	(1) 工事業者への指導はどのようにするのか (2) 職員への指導はどのようにしているのか
3 桶川北本市内の指定給水装置工事事業者の現状	(1) 過去3年間の増減
4 災害対応のための訓練を伺います	(1) 今年はどのように計画されているか

## 一般質問回答書

[令和2年第2回定例会]

質問者	中村 洋子 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	総務課
1	1			

[質問事項]

庁舎前の南門は完成したのか、また、今後の利用状況

[質問回答]

当企業団では、災害等非常時における職員の安全の確保と、応急復旧や応急給水の迅速を図るため、中丸本庁舎の敷地内出入口を複数化する事業を計画しました。

平成28年度に敷地南側の公道に面した用地を取得し、令和元年6月に中丸浄水場南出入口築造工事として着工し、今年の3月に車両等が通行できる出入口が完成したところでございます。

今後の利用につきましては、出入口としての利用以外に、駐車場が手狭になってきていることから、一部を駐車スペースとして使用することを検討しております。

# 一般質問回答書

[令和2年第2回定例会]

質問者	中村 洋子 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	施設課
1	2	(1)		

[質問事項]

コロナ感染症の予防対策の影響と今後の業務のあり方

[質問要旨]

(1)工事業者への指導はどのようにするのか

[質問回答]

企業団事務所内で請負業者との打ち合わせをする場合は、施設課内の部屋ではなく入口の外にテーブルを設置した場所において、ソーシャルディスタンスを保ちながら対応しております。

また、工事現場に関しましては、感染防止対策が不十分な場合は、工事担当職員が現場代理人に対し改善の指示を行うようお願いしております。

夏場のマスク着用での作業は、熱中症になるリスクが高くなる懸念が考えられます。適宜に水分補給と休息をとるように注意喚起を促しているところでございます。

# 一般質問回答書

[令和2年第2回定例会]

質問者	中村 洋子 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	総務課
1	2	(2)		

[質問事項]

コロナ感染症の予防対策の影響と今後の業務のあり方

[質問要旨]

(2)職員への指導はどのようにしているのか

[質問回答]

令和2年4月7日の緊急事態宣言後、当企業団と致しましては、職員の出勤人数の抑制を図るため、平日週5日勤務から休日も含めた週7日のローテーション勤務（4/19～5/30）、事務所カウンターに透明ビニールシートを設置、営業等で来庁される方への入室制限など、事務所内での人との接触を低減させる対策を実施しております。

また、各職員には、マスクの着用、手洗い、手指消毒、毎朝の検温等体調管理の徹底を要請し、感染拡大防止のための取り組みを行っております。

緊急事態宣言解除後、職員の勤務体制は通常勤務に戻しましたが、マスクの着用や毎朝の検温等体調管理の徹底は引き続き行っております。

また、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード、会食等で飲食店を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること、職員間はもちろんプライベートにおいても、多人数での会食や飲み会は避けるようお願いをしております。

今後におきましても、「日頃から3つの密（密閉・密集・密接）が発生する場所を避ける」といった「新たな日常」に対応した行動を心がけるよう指導しているところでございます。

一般質問回答書

[令和2年第2回定例会]

質問者	中村 洋子 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	給水課
1	3	(1)		

[質問事項]

桶川北本市内の指定給水装置工事事業者の現状

[質問要旨]

(1)過去3年間の増減

[質問回答]

桶川北本市内の指定給水装置工事事業者の過去3年間の増減ですが、平成29年度の桶川市の工事事業者数は29件で増減はありませんでした。北本市は2件増の1件減で37件、桶川市北本市合わせて66件となりました。平成30年度は、桶川市は1件増の1件減で29件は変わりませんでした。北本市は1件増2件減の36件、桶川市北本市合わせて65件となりました。令和元年度は、桶川市は3件増1件減の31件、北本市は増加はなく1件減の35件、桶川市北本市合わせて66件となりました。過去3年間で、桶川北本市内の給水装置工事事業者の数に大きな変動はありませんでした。(表1)

次に、桶川北本管工事業協同組合の組合員数ですが、平成29年度は、桶川市で2件増加して13件、北本市は1件増加し6件、合計で19件となりました。平成30年度は、桶川市で1件減少がありまして12件、北本市は増減なく6件で合計18件となりました。令和元年度は桶川市、北本市共に変動はありませんでした。この3年間で、管工事業協同組合の組合員数は2件の増加となりました。(表2)

**指定給水装置工事事業者、指定件数（表1）**

平成29年度	増加件数	減少件数	年度末件数
桶川市	0	0	29
北本市	2	1	37
小計	2	1	66
桶川、北本市外	22	6	262
合計	24	7	328

平成30年度	増加件数	減少件数	年度末件数
桶川市	1	1	29
北本市	1	2	36
小計	2	3	65
桶川、北本市外	9	6	265
合計	11	9	330

令和元年度	増加件数	減少件数	年度末件数
桶川市	3	1	31
北本市	0	1	35
小計	3	2	66
桶川、北本市外	4	0	269
合計	7	2	335

**桶川北本管工事業協同組合、組合員数（表2）**

平成29年度	増加件数	減少件数	年度末件数
桶川市	2	0	13
北本市	1	0	6
合計	3	0	19

平成30年度	増加件数	減少件数	年度末件数
桶川市	0	1	12
北本市	0	0	6
合計	0	1	18

令和元年度	増加件数	減少件数	年度末件数
桶川市	0	0	12
北本市	0	0	6
合計	0	0	18

# 一般質問回答書

[令和2年第2回定例会]

質問者	中村 洋子 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	総務課
1	4	(1)		

[質問事項]

災害対応のための訓練を伺います

[質問要旨]

(1)今年はどのように計画されているのか

[質問回答]

災害対応のための訓練は、震災マニュアルに基づき、災害時の対応を迅速かつ適切に行えるよう毎年度行っているところでございます。

春には、車や交通機関を利用せず、徒歩、自転車又は原動付き自転車により企業団に参集する震災時招集訓練、秋には、給水タンク車や車載用タンクによる実際の応急給水活動を想定した応急給水訓練を実施しております。

また、桶川市及び北本市主催の防災訓練に参加し、災害対策に協力しているところでございます。この他、埼玉県企業局主催の応急給水装置設置訓練、日本水道協会関東地方支部主催の情報伝達訓練、全国水道企業団協議会関東地区協議会主催の通信訓練も実施されております。

しかしながら今年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、春の震災時招集訓練は中止し、8月実施の北本市総合防災訓練は、規模を縮小して開催したため、当企業団をはじめ他事業者は不参加となりました。その他、6月の水道週間に合わせて実施しております施設見学会や、8月の水の週間に実施しております親子水道教室などの各種イベントについても今年度は中止いたしました。

秋に予定をしております応急給水訓練は、職員が密集状態になることから、感染の状況をみて判断することになりますが、場合によっては、新規採用職員のみを対象に実施することも検討しております。

新型コロナウイルスが未だに蔓延する中での訓練の実施は困難な状態ではございますが、今後は状況に応じた訓練の在り方について、検討していかねばならないと考えております。